

# 平成31年度（2019年度）函館市地域包括支援センター運営方針（案）

地域包括ケアシステムは、住民の尊厳ある自立した生活を実現することを理念として、その地域の特性を活かし、さまざまな資源を有機的に組み合わせ構築されるもので、地域包括支援センターは、その中核的な機関となる。

この運営方針は、函館市地域包括支援センターが、地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成31年度に取り組むべき重点事項および留意事項について示したものである。

## 1. 基本理念

---

～いきいき長寿都市宣言～

いつまでも健康で生きがいをもち、安心して生活できる社会をめざして

## 2. 基本方針

---

(1) 函館市地域包括支援センター運営事業実施要綱に基づき以下の業務を効果的かつ効率的に展開すること。

①介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業

(ア)介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

(ア)高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

②包括的支援事業

ア 地域包括支援センターの運営

(ア)総合相談支援業務

(イ)権利擁護業務

(ウ)介護予防ケアマネジメント（居宅要支援被保険者に係るものを除く）

(イ)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(イ)地域ケア会議推進事業

イ 生活支援体制整備事業

(ア)第2層生活支援コーディネーター業務

ウ 認知症総合支援事業

(ア)認知症初期集中支援推進事業

(イ)認知症地域支援・ケア向上推進事業

③任意事業

ア 住宅改修支援事業

(2) 以下の事業については目標数値を設定する。

圏域	高齢者人口 推計 (H31.9 末)	包括的支援事業				総合事業
		実態把握	ケアプラン 指導研修 (合同・圏域)	地域ケア会議		健康づくり 教室
				個別ケース	地域課題	
西部	7,590 人	774 件	3 回	5 回	3 回	24 回
中央部第 1	8,721 人	890 件	3 回	6 回	3 回	24 回
中央部第 2	9,127 人	931 件	3 回	6 回	3 回	24 回
東中央部第 1	10,974 人	1,119 件	3 回	7 回	4 回	24 回
東中央部第 2	9,705 人	990 件	3 回	6 回	3 回	24 回
北東部第 1	7,519 人	767 件	3 回	5 回	3 回	24 回
北東部第 2	10,464 人	1,067 件	3 回	7 回	3 回	24 回
北東部第 3	11,058 人	1,128 件	3 回	7 回	4 回	24 回
北部	9,379 人	957 件	3 回	6 回	3 回	24 回
東部	5,168 人	527 件	3 回	3 回	2 回	24 回
合計	89,705 人	9,150 件	30 回	58 回	31 回	240 回

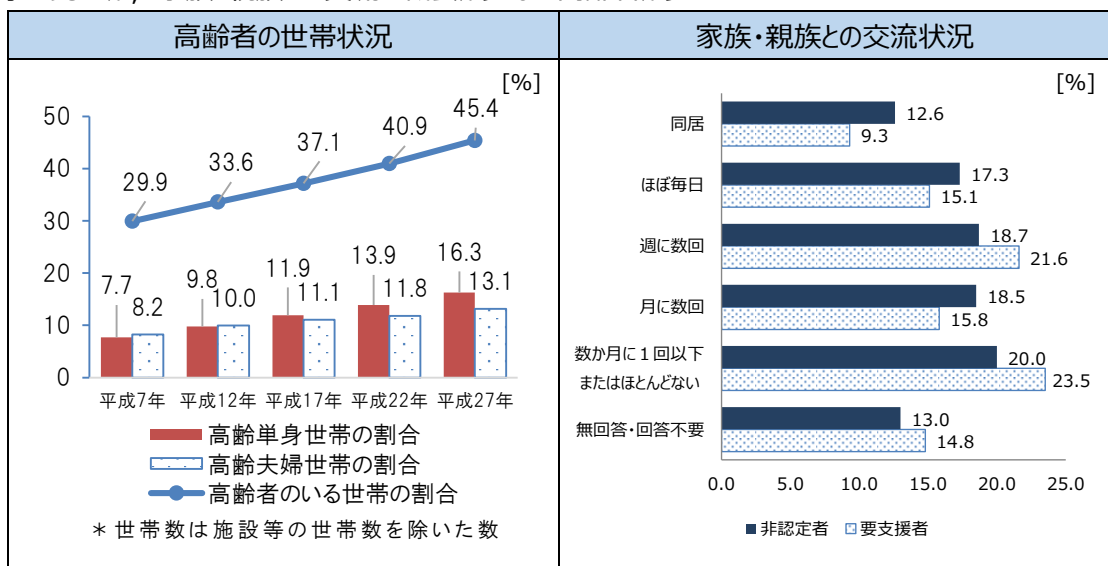
(※ 1) 実態把握は平成 27 年度～29 年度の高齢者人口に対する実態把握率の平均値 10.2%を、平成 31 年度の高齢者人口推計に乗じた。

(※ 2) 地域ケア会議は高齢者人口 3,000 人に対し、個別ケースの検討を 2 回、地域課題の検討を 1 回実施する。

### 3. 函館市の現状

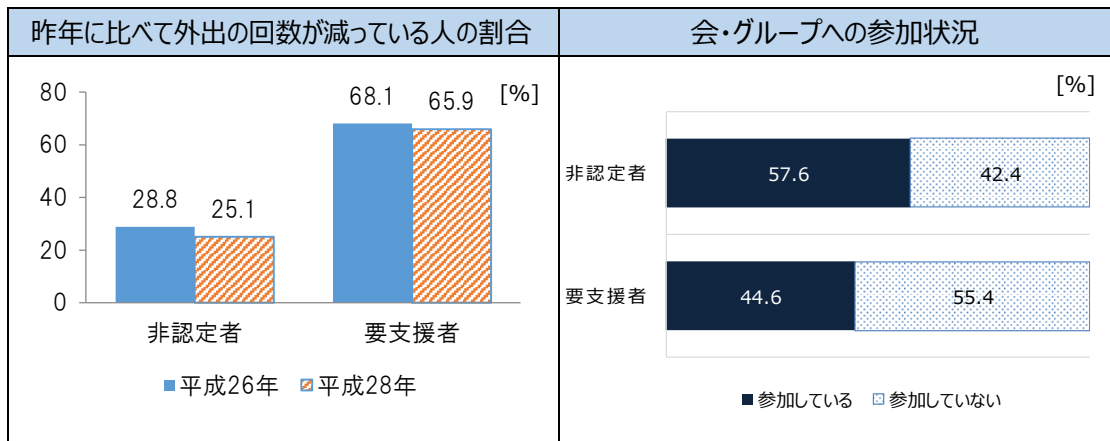
#### 1 第 8 時函館市高齢者保健福祉計画・第 7 期函館市介護保険事業計画より

(1) 少子高齢化の進行に伴い、一般世帯に占める高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の割合が上昇傾向にあるほか、家族・親族との交流の機会が少ない高齢者が多い。



課題 1 : 地域住民がそれぞれの役割を持ち、自分らしく活躍し、支え合いながら暮らすことのできる地域社会の実現と多様な主体による支援体制の構築

(2) 昨年に比べて、外出の回数が減っている高齢者や、会・グループ（町会、趣味のサークル等）に参加していない高齢者が多い。



課題2：地域社会の担い手として期待されている高齢者の健康の維持増進・社会参加の促進と、それに資する環境づくり

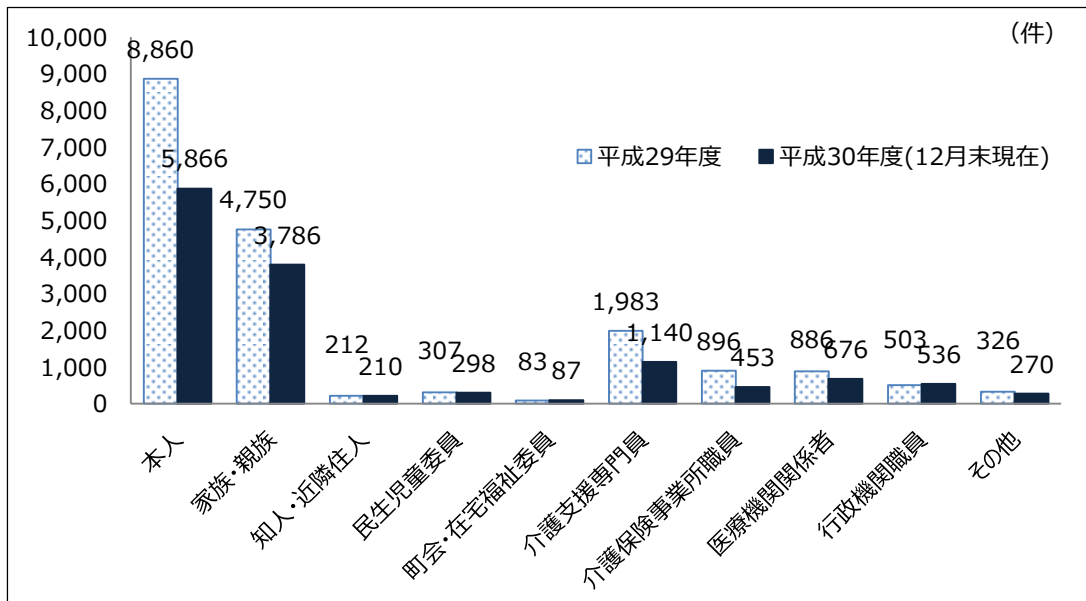
## 2 地域包括支援センター業務実績より

(1) 高齢者人口は増加しているが、総合相談の対応件数が減少している。

○総合相談対応件数 (件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (12 月末時点)	平成 30 年度 通年見込み
相談延件数	15,331	17,876	14,663	10,664	14,219

○相談者の続柄



(2) 地域ケア会議で抽出した地域課題は、「地域の互助力の低下」が 19.3%と一番多い。(平成 28 年度～平成 30 年度 12 月末時点)

## 3 地域ケア全体会議の取組

【目的】

認知症になっても住み慣れた地域でその人らしい生活を営むために、住民、関係機関、行政の総合力による地域づくりを行う。

【取組の2本の柱】

- 認知症の人の理解者・協力者を増やす
- 認知症の人の火災リスクを減らす

## 4. 函館市地域包括支援センター活動の重要課題

見守りや支援が必要な高齢者が増えているにも関わらず、地域の互助力の低下があることから、高齢者等が必要な時に必要な支援が受けられるよう、以下を重要課題とする。

『地域で生活する人々が高齢者を見守るとともに、誰かが異変に気づいたら相談できる地域づくりを行う』

## 5. 重点取組事項（平成 31 年度）

○地域包括支援センターが、平成 31 年度に重点的に取り組む事項は次の（１）～（４）とする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>（１）地域包括支援センターの周知と対応力の底上げ</li><li>（２）地域で高齢者を支える関係機関との連携</li><li>（３）地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発</li><li>（４）住民主体の活動の場の拡充による地域づくり</li></ul> |
|---|

### （１）地域包括支援センターの周知と対応力の底上げ

#### 【現状・課題】

平成 28 年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査においても、地域包括支援センターの役割について、非認定者の約 35%が「知らない」と回答しており、また近年、地域には見守りや支援が必要な高齢者が増えているにも関わらず、総合相談の対応件数が減少していることから、地域包括支援センターの認知度はまだまだ十分とは言えない。より多くの地域住民に地域包括支援センターの存在を認識してもらい、「相談したいけど、誰に相談したらよいかわからない」という人が減るよう、周知を強化することが必要である。

また、より多くの相談が寄せられるためには、センターは地域住民にとって、信頼して相談できる存在であることが求められる。センターのすべての業務の入り口となる総合相談は、地域の高齢者等に関するさまざまな相談をすべて受け止めることから始まる。さらに、センターはワンストップサービスの拠点として機能を果たすことが求められており、これらに対応できる力の底上げを図り、地域住民に信頼されるセンターとして認知度を上げることが重要である。

#### 【活動目標】

- ・地域包括支援センターの認知度を上げ、地域住民からの相談件数が増えるよう、地域包括支援センターの周知を強化するとともに、総合相談を基本とした対応力の底上げを図る。

#### 【活動指標】

- ・総合相談対応件数
- ・地域住民に対し、地域包括支援センターについて広報・啓発活動を行った回数（広報紙やリーフレットの配布、出前講座など）
- ・広報紙やポスター等の配布先および掲示先の件数

## (2) 地域で高齢者を支える関係機関との連携

### 【現状・課題】

地域の互助力の低下により、高齢者を見守る体制の強化が急務であることから、平成29年度から地域福祉の担い手（特に民生児童委員と在宅福祉委員会）との連携を強化してきた。市が全在宅福祉委員会へ地域包括支援センターを周知したこともあり、町会・在宅福祉委員からの総合相談の件数は増加しており、徐々に連携が強化されてきている。

医療機関との連携においては、平成28年度にセンター社会福祉士部会が作成した「相談シート」の活用について十分に周知がされておらず、虐待通報・相談につながっていない。平成31年度は、函館市医療・介護連携支援センターと協働し、「相談シート」の見直しを検討するとともに、医療機関との連携体制の構築を進めていく必要がある。

また、地域ケア全体会議では、民生児童委員と介護支援専門員の連携強化の検討が進んでいるが、平成30年度の介護支援専門員へのアンケート調査結果をみると、「（地域の人と）連携したいが上手くできていない」、「連携する必要があると思うが、そこまで手がまわらない」との回答が67.1%とまだ多い状況にあることから、今後も引き続き地域包括支援センターにおいても、介護支援専門員と地域とのつながりを視野に入れた、介護支援専門員に対する個別支援や、地域ケア会議を行うことが重要である。

### 【活動目標】

- ・関係機関からの相談件数が増えるとともに、それぞれの機関が連携し円滑にケース支援ができるよう、関係構築を行う。

### 【活動指標】

- ・総合相談対応件数および権利擁護業務に係る相談・通報件数
- ・地域包括支援ネットワークの構築をした関係機関の数
- ・介護支援専門員に対する個別支援において、地域とのつながりを視野に入れ支援をしたケースの数
- ・介護支援専門員と地域福祉の担い手が出席した地域ケア会議において、ネットワーク構築機能を有した会議の回数

### **(3) 地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発**

#### **【現状・課題】**

地域ケア全体会議の取組方針と連動し、地域包括支援センターにおいても、「認知症の人の理解者・協力者を増やす」、「認知症の人の火災リスクを減らす」ために、地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発に取り組む必要がある。

平成30年度は認知症地域支援推進員として、高齢福祉課と協働し、「だれでも認知症カフェ」の開催、認知症ケアパスの検討に取り組んだ。地域ケア会議においても、認知症の方への支援および地域での見守り体制の構築方法について検討する回数が増加しているものの、地域住民に対する普及啓発を行った回数は十分ではない。今後も引き続き、広く地域住民に対し、認知症の正しい理解および地域の見守りの重要性についての普及啓発を行い、認知症地域支援推進員としての活動を積極的に取り組むことが必要である。

#### **【活動目標】**

- ・認知症の人の理解者・協力者が増えるよう、認知症の正しい理解および地域の見守りの重要性についての普及啓発を強化する。

#### **【活動指標】**

- ・地域住民に対し、認知症および地域の見守りについて普及啓発を行った回数（広報紙やリーフレットの配布、出前講座、認知症サポーター養成講座など）
- ・地域ケア会議で認知症の方への支援および地域での見守り体制の構築方法について検討した回数

### **(4) 住民主体の活動の場の拡充による地域づくり**

#### **【現状・課題】**

健康づくり教室はこれまで52のグループが自主化している。特に、自主化へのアプローチを強化し始めた平成28年度からは、29グループが自主化し、住民主体の活動の場の拡充が進んできているとともに、教室の参加者の行動変容をみると、主観的健康観や外出頻度等の維持・向上につながっており、効果的に教室が実施できていると評価する。

また、「地域住民がそれぞれの役割を持ち、自分らしく活躍し、支え合いながら暮らすことのできる地域社会の実現と多様な主体による支援体制の構築」、「高齢者の健康の維持増進・社会参加の促進と、それに資する環境づくり」が課題となっていることから、個人の介護予防だけでなく、参加者同士の助け合いの発展を意識しながら、自主グループ活動を後方支援するとともに、そのほかの地域にある住民主体の活動の場を把握し、多くの高齢者が社会参加できるよう、コーディネートしていくことが重要である。

#### **【活動目標】**

- ・多くの高齢者が住民主体の活動の場に参加できるよう、健康づくり教室の自主化や自主グループへの後方支援のほか、地域にある住民主体の活動の場を把握し高齢者を活動へつなげる。

#### **【活動指標】**

- ・健康づくり教室から自主化したグループ数
- ・住民主体の活動の場（健康づくり教室の自主グループも含む）の把握数

## 6. 留意事項

---

### (1) 職員の資質向上

- ・地域包括支援センターは、地域包括ケア推進課と協働して策定した研修計画に基づき、職員の資質向上を行う。

### (2) 他の関連事業との連携

- ・地域包括支援センターは、認知症初期集中支援チーム、第1層生活支援コーディネーター、函館市医療・介護連携支援センター等の関連事業との連携を積極的に図る。

### (3) 地域包括支援センター間および市との情報共有

- ・地域包括支援センターは、地域包括ケア推進課が主催する担当者会議に出席し、センター間および市との情報共有を行う。
- ・地域包括支援センターの管理責任者は全センターの管理責任者および地域包括ケア推進課と、定期的に情報共有および業務に関する協議を行う。

### (4) 地域包括支援センターの活動計画と評価

- ・地域包括支援センターは、本運営方針および当該年度の前年度の評価に基づき、所定の様式により、活動計画書を作成する。
- ・なお、活動計画を立案する際には、量的データや地区活動からの質的データから地区特性を把握するなど地域診断を行う。
- ・地域包括ケア推進課は、地域包括支援センターの作成した活動計画書の内容について、地域包括支援センターの管理者等からヒアリングを行い、各圏域の重点取組事項および評価方法等についての協議を行う。
- ・当該年度終了後、地域包括支援センターは活動計画の実施状況について評価を行う。
- ・地域包括ケア推進課は地域包括支援センターが作成した評価に基づき地域包括支援センターの管理者等からのヒアリングを行い、目標数値の達成状況と評価内容の確認をするとともに、評価内容については函館市地域包括支援センター運営協議会に報告し、協議を行う。

### (5) 公正・中立性の確保

- ・受託法人は、公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行わなければならない。
- ・受託法人が指定居宅介護支援事業所に介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を一部委託する場合、特定の事業者に偏ることがないようにしなければならない。
- ・介護予防支援業務および介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）において利用調整をした同一法人（グループ）のサービス事業者の占有率は50%を上限とし、これを超える場合は指導の対象とする。同一法人のサービス事業者の利用割合は、事業評価により確認する。

# 平成31年度 函館市地域包括支援センター運営事業体系図

設置目的: 介護保険法第115条の46第1項  
 「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。」

## 包括的支援事業

### 《地域包括支援センターの運営》

#### 総合相談支援業務 (法第115条の45第2項第1号)

【目的】

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者等の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

【実施内容】

- ・地域におけるネットワーク構築
- ・実態把握
- ・総合相談
- ・保健福祉サービス等の利用調整
- ・地域住民に対する広報・啓発活動

#### 権利擁護業務 (法第115条の45第2項第2号)

【目的】

高齢者等が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者等の権利擁護のため、必要な支援を行う。

【実施内容】

- ・高齢者虐待への対応
- ・成年後見制度の活用促進
- ・老人福祉法による措置に関する対応
- ・消費者被害の防止に関する対応
- ・困難事例への対応
- ・地域住民等に対する広報・啓発活動

#### 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (法第115条の45第2項第3号)

【目的】

高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者等の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくための地域における多職種相互の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

【実施内容】

- ・包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築
- ・介護支援専門員に対する個別支援

#### 地域ケア会議推進事業 (法第115条の48)

【目的】

地域包括ケアシステムの構築のため、地域ケア会議を開催し、介護サービスだけでなく、様々な社会資源が有機的に連携することができる環境を整備し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援を行う。

【実施内容】

- ・個別ケースの検討を行う地域ケア会議
- ・地域課題の検討を行う地域ケア会議

#### 介護予防ケアマネジメント業務(第1号介護予防支援事業) (法第115条の45第1項第1号二(居宅要支援被保険者に係るものを除く。))

※ 介護予防・生活支援サービス事業における介護予防ケアマネジメントとして実施する

## 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

### 《介護予防・生活支援サービス事業》

#### 介護予防ケアマネジメント業務(第1号介護予防支援事業) (法第115条の45第1項第1号二)

【目的】

要支援者等から依頼を受けて、介護予防および日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスのほか、一般介護予防や市町村の独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

【実施内容】

- ・ケアマネジメントA
- ・ケアマネジメントC

### 《一般介護予防事業》

#### 地域介護予防活動支援事業 (高齢者の生きがいと健康づくり推進事業) (法第115条の45第1項第2号)

【目的】

多くの高齢者が参加することができる介護予防活動の地域展開を目指して、健康づくり教室を開催するとともに、それが住民主体の活動となっていくよう地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援する。

【実施内容】

- ・健康づくり教室の開催
- ・健康づくり教室の自主化へ向けた支援

## 《社会保障充実分》

#### 生活支援体制整備事業 (法第115条の45第2項第5号)

【目的】

地域包括ケアシステムの構築のため、第2層生活支援コーディネーターとして、地域における住民主体の助け合い活動等の仕組みを創出・充実する。

【実施内容】

- ・地域におけるネットワーク構築
- ・住民主体の助け合いの重要性について普及啓発
- ・地域ニーズの把握および課題の抽出
- ・住民主体の助け合い活動等の創出・充実(自主グループへの後方支援等)
- ・地域課題等に関する情報共有および協議

#### 認知症総合支援事業 (法第115条の45第2項第6号)

【目的】

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けるため、認知症の人や家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」と、相談業務や医療・介護等の連携強化の中心的役割を担う「認知症地域支援推進員」を配置し、早期対応などの支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

【実施内容】

- ・認知症初期集中支援チーム員の活動(訪問、チーム員会議参加等)
- ・認知症地域支援推進員の業務(関係機関の連携強化、認知症の人や家族等への相談支援、または支援に関する事業の企画・実施など)

## 任意事業

#### 住宅改修支援事業 (法第115条の45第3項)

【目的】

高齢者の住宅改修に関する相談、助言および介護保険制度の利用に関する助言を行うとともに、専門的な観点からの助言が必要と認められる場合は、他の専門職も含め対応の検討を行い、必要な助言を行う。

【実施内容】

- ・担当介護支援専門員のいない要介護者および要支援者に関する住宅改修費ならびに介護予防住宅改修費の支給の申請に係る理由書の作成
- ・地域住民等に対する広報・啓発



## 平成30年度函館市地域包括支援センター運営方針の活動指標に関する実績

※平成30年度実績については、平成30年12月時点の状況

### 1. 地域で高齢者を支える関係機関との連携強化

#### ①地域包括支援ネットワークの構築をした関係機関の数

(機関)

	民生委員 (30方面)		町会 (183町会)		在宅福祉委員会 (124委員会)		その他		(再掲) 新規
	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H30
あさひ	3	3	17	4	0	1	28	23	2
こん中央	4	4	17	15	3	2	87	46	14
ときとう	4	3	6	6	3	2	48	51	10
ゆのかわ	3	1	9	11	2	3	49	26	7
たかおか	2	2	12	9	5	1	33	18	3
西堀	2	2	7	7	2	1	57	23	9
亀田	6	2	5	6	3	2	58	64	14
神山	2	2	7	4	3	2	40	15	5
よろこび	2	3	9	7	1	2	40	37	5
社協	4	4	15	1	2	4	61	32	2
合計	32*	26	104	70	24	20	501	335	71

・別記第5号様式-4：ネットワークを構築した機関数

\*担当圏域外の方面とネットワークを構築したセンターがあるため、方面数より多くなっている。

#### ②介護支援専門員に対する個別支援において、介護支援専門員と地域とのつながりを視野に入れ支援をしたケースの数

(件)

	包括的・継続的 ケアマネジメント支援 業務	
	H29	H30
あさひ	0	0
こん中央	1	3
ときとう	1	2
ゆのかわ	1	4
たかおか	4	0
西堀	0	0
亀田	0	0
神山	4	1
よろこび	0	1
社協	0	0
合計	11	11

・別記第4号様式：「介護支援専門員と地域がつながるための支援」をした実人数

③介護支援専門員と地域福祉の担い手が出席した地域ケア会議において、ネットワーク構築機能を有する会議の回数

(件)

	地域ケア会議		
	H28	H29	H30
あさひ	4	4	2
こん中央	2	2	6
ときとう	2	3	4
ゆのかわ	3	6	4
たかおか	3	5	2
西堀	3	3	3
亀田	6	2	3
神山	3	1	0
よろこび	6	4	3
社協	0	2	0
合計	32	32	27

・別記第5号様式-3①②：介護支援専門員と地域の関係者が出席し、ネットワーク構築機能を有した会議の回数

④社会福祉士部会作成の「相談シート」の活用について、医療機関へ周知した回数

(回)

	H29	H30
あさひ	0	0
こん中央	1	1
ときとう	1	0
ゆのかわ	1	1
たかおか	1	0
西堀	1	0
亀田	1	1
神山	1	0
よろこび	0	1
社協	0	0
合計	7	4

・別記第5号様式-5：「相談シート」を医療機関へ周知した回数

## 2. 地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発

①地域住民に対し、認知症および地域の見守りについて普及啓発を行った回数

(回)

	認知症		地域の見守り	
	H29	H30	H29	H30
あさひ	11	16	6	2
こん中央	7	2	8	0
ときとう	23	14	15	14
ゆのかわ	11	12	3	7
たかおか	13	5	8	5
西堀	6	4	6	5
亀田	8	2	5	4
神山	5	6	5	5
よろこび	14	4	4	1
社協	3	4	21	22
合計	101	69	81	65

・別記第5号様式-5：内容が「認知症」および「地域の見守り」の回数

②地域ケア会議で地域における認知症の方への支援および地域での見守り体制の構築方法について検討した回数

(回)

	認知症の方への支援			見守り体制の構築		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30
あさひ	2	6	3	3	3	3
こん中央	2	3	6	7	2	4
ときとう	7	1	7	2	4	7
ゆのかわ	11	8	8	6	3	2
たかおか	4	4	4	3	4	3
西堀	2	2	2	3	2	2
亀田	2	4	3	2	1	2
神山	7	5	2	1	1	4
よろこび	5	3	8	3	4	6
社協	0	2	1	3	2	2
合計	42	38	44	33	26	35

・別記第5号様式-3①：認知症またはその疑いがあるケースについて検討をした回数

・別記第5号様式-3②：認知症の方への支援について検討した会議の回数

・別記第5号様式-3①②：地域課題の解決策に「地域における見守り体制の構築」があった会議の回数

### 3. 住民主体の活動の場の拡充による地域づくり

#### ①健康づくり教室の教室数および参加者数

(カ所・人)

	新規教室数			参加者の実人数		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30
あさひ	1	3	2	16	44	
こん中央	1	1	1	17	27	
ときとう	2	1	1	29	18	
ゆのかわ	2	2	2	65	65	
たかおか	1	1	1	22	16	
西堀	2	1	1	29	17	
亀田	1	1	1	27	25	
神山	2	1	1	27	19	
よろこび	2	1	2	41	20	
社協	1	2	1	18	23	
合計	15	14	13	291	274	

・健康づくり教室報告書

#### ②健康づくり教室参加者の行動変容

(%)

	主観的健康観が 維持・向上			外出頻度が 維持・向上		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30
あさひ	75.0	87.4		62.5	81.3	
こん中央	100.0	54.5		100.0	72.7	
ときとう	85.0	80.0		60.0	80.0	
ゆのかわ	80.5	92.1		80.5	84.8	
たかおか	87.5	88.9		100.0	88.9	
西堀	85.7	100.0		81.0	100.0	
亀田	88.2	81.8		88.2	81.8	
神山	100.0	100.0		100.0	100.0	
よろこび	76.0	86.7		92.0	86.7	
社協	62.5	90.9		100.0	77.3	
平均	84.0	86.2		86.4	85.4	

・健康づくり教室報告書

(%)

	社会活動の頻度が 維持・向上			地域との交流状況が あまりない		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30
あさひ	87.5	79.8		0.0	0.0	
こん中央	90.9	100.0		0.0	0.0	
ときとう	70.0	80.0		5.0	0.0	
ゆのかわ	80.5	93.5		7.3	0.0	
たかおか	87.5	77.8		0.0	0.0	
西堀	76.2	100.0		9.5	7.7	
亀田	88.2	72.7		5.9	27.3	
神山	100.0	100.0		0.0	0.0	
よろこび	80.0	100.0		12.0	20.0	
社協	75.0	90.9		0.0	0.0	
平均	83.6	89.5		4.0	5.5	

・健康づくり教室報告書

## ③健康づくり教室から自主化したグループ数

(か所)

	新規教室			継続教室		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30
あさひ	0	1		5	2	
こん中央	0	0		3	2	
ときとう	0	0		0	2	
ゆのかわ	2	2		1	—	
たかおか	0	0		0	0	
西堀	0	0		0	—	
亀田	0	0		1	0	
神山	1	1		0	—	
よろこび	0	1		0	2	
社協	0	1		2	—	
合計	3	6		12	8	

・健康づくり教室報告書

・実施年度の途中または次年度から自主化となるグループの数